

## 一宮市に関わる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の許可等の窓口が変わります！

令和3年4月1日に一宮市が中核市に移行することに伴い、一宮市内の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関する許可等の事務が愛知県から一宮市に引き継がれ、一宮市内の許可等についての申請先が一宮市役所となります。

一宮市内のみの許可の内容については、一宮市長の許可となり、愛知県知事の許可から除かれることとなりますのでご注意ください。

### 1 現行許可の取扱いについて

#### (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業及び処分業

令和3年4月1日時点で愛知県知事の許可を取得している事業者であって、収集運搬業の積替え保管施設や処分業の処理施設を一宮市内に有している場合は、令和3年4月1日から許可の有効期限までの間は、一宮市長の許可を取得しているものとみなします（以下、「みなし許可」という。）。

みなし許可の対象となる事業者であれば、新たに一宮市長の許可を受けなくて、愛知県知事の許可の有効期限まで一宮市内で業を行うことが可能です。

**※許可証は、許可の更新及び許可証の書き換え時に新たな内容で発行します。**

(注意) 令和3年3月31日における収集運搬業の積替え保管施設や処分業の処理施設の設置場所により、愛知県知事の許可、一宮市長のみなし許可の取扱いは表1のとおりになります。

表1 令和3年4月1日以降の許可内容

令和3年3月31日まで		令和3年4月1日以降、 許可の有効期限まで	
愛知県知事の許可内容		愛知県知事の 許可内容	一宮市長の 許可内容
	施設の設置場所		
収集運搬業 (積替え、保管を 除く)	一宮市内に本店所在地、事務所、駐車場有り	現行どおり	許可不要 (手続き不要)
収集運搬業 (積替え、保管を 含む)	積替え 一宮市内のみ	<b>「積替え、保管施設を除く。」の許可に変更。</b>	みなし許可 「積替え、保管施設を含む。」の許可
	保管施設 一宮市内、市外のいずれにも有り	一宮市内の施設に係る許可以外は現行どおり	一宮市内の施設に係る許可のみなし許可
処分業	処理施設 一宮市内のみ	<b>県知事の許可は失効</b>	みなし許可
	一宮市内、市外のいずれにも有り	一宮市内の施設に係る許可以外は現行どおり	一宮市内の施設に係る許可のみなし許可
	移動式処理施設	移動式処理施設に係る許可は現行どおり	みなし許可

(2) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設

一宮市内の施設許可のうち、令和3年3月31日までに愛知県知事の許可を受けた施設については、一宮市長の許可を受けているものとみなし、愛知県知事の許可は失効します。

ただし、移動式処理施設の許可は、愛知県知事の許可は現行どおりのままであり、一宮市長の許可はみなし許可となります。

### 愛知県知事の許可

#### 収集運搬業（積替え保管を除く）

汚泥、紙くず

#### 江南事業場

**積替え保管含む** 廃プラ 金属くず  
**処分業** 破碎処理、圧縮処理  
**許可施設** 移動式木くず破碎施設

#### 一宮事業場

**積替え保管含む** がれき ガラスくず  
**処分業** 破碎処理、選別処理  
**許可施設** がれきの破碎施設

4月1日から

### 愛知県知事の許可

#### 収集運搬業（積替え保管を除く）

汚泥、紙くず、がれき、ガラスくず

#### 江南事業場

**積替え保管含む** 廃プラ 金属くず  
**処分業** 破碎処理、圧縮処理  
**許可施設** 移動式木くず破碎施設

### 一宮市長のみなし許可

#### 収集運搬業（積替え保管を除く）

汚泥、紙くず、廃プラ、金属

#### 一宮事業場

**積替え保管含む** がれき ガラスくず  
**処分業** 破碎処理、選別処理  
**許可施設** がれきの破碎施設  
**移動式木くず破碎施設**

図1 4月1日前後の許可のイメージ図

## 2 更新許可申請について

一宮市内の業のみなし許可を有している事業者が、許可の有効期限後、一宮市内で業を行う場合は、一宮市長への更新許可申請が必要です。

一宮市以外の愛知県内で引き続き業を行う場合は、別途愛知県知事への更新許可申請が必要です。

## 3 変更届等の提出について

一宮市内の業のみなし許可、処理施設のみなし許可を有している事業者が、住所や役員等に変更が生じ、令和3年4月1日以降に届出書を提出する場合は、一宮市へ届出書を提出してください。

なお、一宮市以外の愛知県内で引き続き業を行う場合は、別途、愛知県への届出書の提出が必要です。

## 4 令和3年3月31日までの許可申請書類及び届出書類について

一宮市に係る許可を有している事業者が令和3年3月31日までに申請又は届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

### (1) 産業廃棄物収集運搬業

#### ア 許可申請書類

一宮市内に積替え保管施設を有する場合は、一宮市への引継ぎ用として申請書一式を1部追加で提出してください（控えも含め3部）。

なお、更新許可及び変更許可の場合、一宮市引継ぎ用の申請書類は、以下の書類を添付して提出してください。

①車両一覧に記載された全ての車両の車検証

②一宮市内の積替え保管施設に係る平面図、立面図、構造図、保管計画書、事業場内の平面図

③一宮市内の事業場付近の見取図

#### イ 届出書類

一宮市内に積替え保管施設を有する場合は、一宮市への引継ぎ用として届出書一式を1部追加で提出してください（控えも含め3部）。

なお、運搬車両に係る変更届については、車両一覧に記載された全ての運搬車両の車検証の写しを添付してください。

### (2) 産業廃棄物処分業

#### ア 許可申請書類

一宮市内、市外いずれにも処理施設を有する場合は、一宮市への引継ぎ用として申請書一式を1部追加で提出してください（控えを含め4部）。

なお、更新許可及び変更許可の場合、一宮市引継ぎ用の申請書類は、以下の書類を添付して提出してください。

①一宮市内の事業場内の平面図（処理施設、保管施設、建物の位置を記載）

②一宮市内の事業場に設置されている処理施設の平面図、立面図、構造図

③一宮市内の事業場に設置されている保管施設の平面図、立面図、構造図、保管計画書

④一宮市内の事業場付近の見取図

#### イ 届出書類

一宮市内、市外いずれにも処理施設を有する場合は、一宮市への引継ぎ用として届出書一式を1部追加で提出してください。

(3) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設

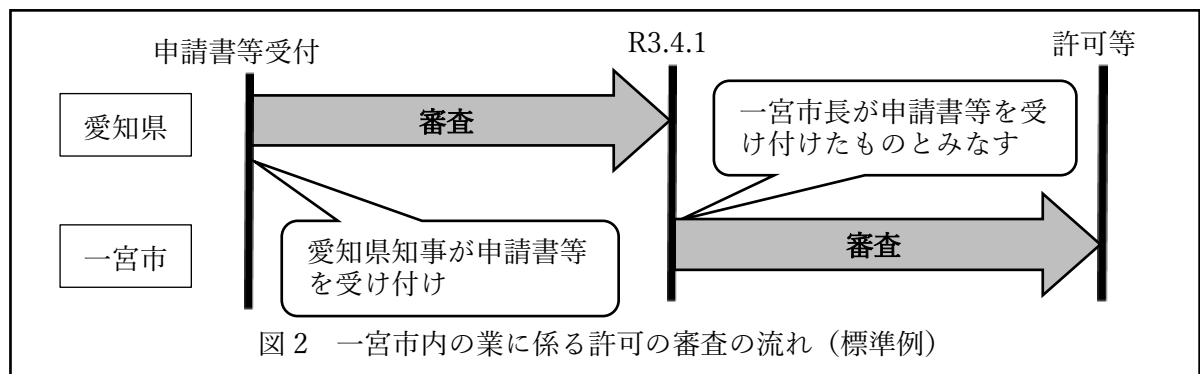
移動式処理施設に係る許可申請で、一宮市内、市外いずれでも処理を行う場合、一宮市への引継ぎ用として申請書一式及び届出書一式を1部追加で提出してください（控えを含め4部）。移動式処理施設以外の場合は、これまでどおり3部提出してください。

5 令和3年3月31日までに受け付けた許可申請書及び変更届等の取扱いについて

令和3年3月31日までに愛知県知事が受け付け、同日までに許可（又は不許可）されていない一宮市に係る許可申請書や、審査が完了していない変更届等については、令和3年4月1日以降は一宮市長が受け付けたものとみなします。差し替え書類の提出等は一宮市に提出してください。

愛知県知事の許可と一宮市内の業のみなし許可を有している事業者に対しては、許可又は書換えに係る許可証は、愛知県知事と一宮市長の双方から発行されます。

なお、廃棄物処理施設の許可については、一宮市長から改めて許可証が発行されることはありません。



6 問い合わせ先

愛知県環境局資源循環推進課産業廃棄物グループ 電話052-954-6235  
一宮市環境部清掃対策課(4月1日に名称変更予定) 電話0586-45-7004